## (厚生労働委員会)

ハン セ ン 病 間 題  $\mathcal{O}$ 解 決  $\mathcal{O}$ 促 進 12 関 す る 法 律  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 改 正 す る 法 律 案 衆 第 兀 号) 衆 議 院 提

## 出)要旨

病 と ŧ 療 本 法 養 に 律 所 に 玉 案 <u>\\ \</u> お は け ハ 名 る ン 医 セ 誉 療 ン  $\mathcal{O}$ 病 口 及  $\mathcal{U}$ 療 復 介 養 護 福 所 に に 祉 関 お  $\mathcal{O}$ す け 増 る る 進 体 医 等 制 師  $\mathcal{O}$ 等 規  $\mathcal{O}$ 整 定  $\bigcirc$ 備 兼  $\mathcal{O}$ 対 及 業 象 び に 関 充 に 実 す ハ を ン る 図 玉 セ ろ 家 ン う 公 病 とす 務  $\mathcal{O}$ 員 患 者 る 法 で ŧ  $\mathcal{O}$ 特 あ  $\mathcal{O}$ で 例 0 た あ を ý, 設 者 等 け そ る  $\mathcal{O}$ 等 家  $\mathcal{O}$ 主 玉 族 な <u>\f</u> を 内 加 ハ ン え 容 る は セ 次 ン

前 文 に ハ ン セ ン 病  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 た 者 等  $\mathcal{O}$ 家 族 に 0 11 て Ł 同 様  $\mathcal{O}$ 未 解 決  $\mathcal{O}$ 間 題 が 多 < 残 さ れ 7 1 る た

 $\mathcal{O}$ 

لح

お

ŋ

で

あ

る。

地  $\Diamond$ 域 社 会 ハ カン ン 5 セ 孤 ン 立 病 す 元 ることなく、 患 者 家 族 に 対 良 す 好 る 補 カゝ 0 償 平 金 穏  $\mathcal{O}$ な 支 生 給 活 等 を営 に 関 む す ことが る 法 律 で きるよ を 制 定 うに す るとと す る た b に、  $\otimes$ 0) 基 盤 れ 整 5 備  $\mathcal{O}$ 等 者 を が

行 1 偏 見 لح 差 別  $\mathcal{O}$ な 11 社 会  $\mathcal{O}$ 実 現 に 真 摰 に 取 ŋ 組  $\lambda$ で 11 カュ な け れ ば な 5 な 1 旨 を 追 加 す る。

趣 旨 基 本 理 念 玉 及 び 地 方 公 共 寸 体  $\mathcal{O}$ 責 務 関 係 者  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 反 映  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 措 置 並  $\mathcal{U}$ に 名 誉  $\mathcal{O}$ 口 復  $\mathcal{O}$ 規

定  $\mathcal{O}$ 対 象 に ハ ン セ ン 病  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 た 者 等  $\mathcal{O}$ 家 族 を 追 加 す う。 。

 $\equiv$ 何 人 ŧ, ハ ン セ ン 病  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ つ た 者 等  $\mathcal{O}$ 家 族 12 対 L て、 ハ ン セ ン 病  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 た 者 等  $\mathcal{O}$ 家 族 で あ る

こ と を 理 由 と L て 差 別 す ることそ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 権 利 利 益 を 侵 害 す る 行 為 を L て は な 5 な い Ł  $\mathcal{O}$ と す

兀 玉 及 び 地 方 公 共 寸 体 は ハ ン セ ン 病  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 た 者 等 とそ  $\mathcal{O}$ 家 族 と  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 家 族 関 係  $\mathcal{O}$ 口 復 を 促 進 す る

こと 等 に ょ り、 ハ ン セ ン 病  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 た 者 等  $\mathcal{O}$ 家 族 が 日 常 生 活 又 は 社 会 生 活 を 円 滑 に 営 む  $^{\sim}$ لح が で き る

ょ う に す る た  $\otimes$ ン セ ン 病  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 た 者 筡 及 U そ  $\mathcal{O}$ 家 族 か 5  $\mathcal{O}$ 相 談 12 応 じ、 必 要 な 情 報  $\mathcal{O}$ 提 供 及 75

助 言 を 行 Ž 等 必 要 な 措 置 を 講 ず る ŧ  $\mathcal{O}$ と す る。

五. 玉 は 玉 <u>77.</u> ハ ン セ ン 病 療 養 所 に お け る 医 療 及 び 介 護 に 関 す る 体 制  $\mathcal{O}$ 整 備 及 び 充 実  $\mathcal{O}$ た 8 に 必 要 な 措 置 を

講ずるよう努めるものとする。

六 玉 <u>八</u> ハ ン セ ン 病 療 養 所 医 師 等 は 所 外 診 療 を 行 お うとす る 場 合 に お 1 て、 当 該 所 外 診 療 を 行 うこと が

そ 0 正 規 0 勤 務 時 間 に お 1 て、 勤 務 L な 1 こととな る場合 又 は 報 酬 を 得 て、 行 うこととな る場 合  $\mathcal{O}$ 11 ず れ

カン に 該 当 す る と き は 厚 生 労 働 大 臣  $\mathcal{O}$ 承 認 を受けることが できることとし、 当 該 承 認 を受け た 玉 立 ハ ン セ

ン 病 療 養 所 医 師 等  $\mathcal{O}$ 兼 業 に 関 す る 玉 家 公 務 員 法  $\mathcal{O}$ 特 例 を 設 け ることとする。

七 ک  $\mathcal{O}$ 法 律 は 公 布  $\mathcal{O}$ 日 か 5 施 行 す る。